

○福井市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

令和6年12月17日

議会規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、福井市議会議員（以下「議員」という。）が福井市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における福井市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 前項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

3 議員は、前2項の規定により報告した事項を訂正する必要があるときは、訂正届（様式第2号）により議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第3項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、当該報告をすべき期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日に公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むこ

とのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の保存)

第4条 第2条第1項の規定による報告及び同条第3項の規定による訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(報告等の閲覧等)

第5条 何人も、議長に対し、前条の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

2 閲覧は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

3 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、第2項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

5 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、第2項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第6条 前条第1項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(様式第3号)により行わなければならない。この場合において、写しの作成及び送付に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第7条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が福井市の休日を定める条例(平成元年福井市条例第48号)第1条に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもってその期限とみなす。

2 第3条第1項の規定による公表をすべき日(以下この項において「公表日」という。)が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもって公表日とみなす。

3 第5条第2項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年12月17日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

福井市議会議長 様

福井市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場 合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

福井市議会議長 様

福井市議会議員 _____

訂正届

福井市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第3項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

福井市議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所 〒 _____

電話番号 _____

複写申込書

福井市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲